

地方公共団体金融機構（JFM）国内グリーンボンド 発行条件の決定について

当機構においては、これまで地方公共団体が行う下水道事業に対する貸付けを資金使途として国外債によりグリーンボンド（国外グリーンボンド）を発行してまいりましたが、新たに令和6年度より国内債としてグリーンボンド（以下「国内グリーンボンド」という。）を発行することとし、本日、当機構初となる国内グリーンボンドの発行条件を決定しました。国内グリーンボンドにより調達した資金は、地方公共団体が行う水道事業への貸付けに充当される予定で、配水等における漏水の減少等による水資源の有効利用・保全の取組への支援となります。

当機構は、今年度下半期においても国内グリーンボンドの発行を予定しております。

【発行概要】

債券名称	5年第35回地方公共団体金融機構債券（グリーンボンド）
年限	5年
発行額	210億円
利率	0.638%
条件決定日	令和6年6月11日（火）
発行日	令和6年6月19日（水）
主幹事証券会社	みずほ証券（事務）、大和証券、野村證券
外部評価	ムーディーズ・ジャパン株式会社より、国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2021」及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2022年版」に定める4つの要素（「調達資金の使途」、「プロジェクトの評価と選定プロセス」、「調達資金の管理」及び「レポーティング」）に適合する旨、セカンド・パーティー・オピニオンを取得しています。

【資金使途となる事業の適格基準】

適格基準	環境目的	SDGs との関係
法※に規定された水準を満たす、水道事業関連施設（浄水施設や管路など）の開発、建設、保全更新、運営 ※水道法（昭和32年法律第177号）	水資源の有効利用・保全	      